
東海カーボングループ調達ポリシー

バージョン 2.0

 TOKAI CARBON CO., LTD. Building a Future of Technology and Trust

1. はじめに

東海カーボングループは、2030年に向けた長期ビジョンの中で、「先端素材とソリューションで、持続可能な社会の実現への貢献する」を掲げておりますが、このような取り組みは、当社グループの努力だけで完結するものではなく、上流サプライチェーンを含めたサプライヤーの皆様のご理解、ご協力が不可欠と考えております。

このような考え方から、当社グループは、かねてよりサプライヤーの皆様と共有させていただいております当社グループ調達ポリシーを、社会からの要請をより適切に反映させるべく、バージョン 2.0 として改定致しました。本調達ポリシーは、東海カーボングループにとっての調達基本方針と、サプライヤーの皆さまと共有いただきたいガイドラインによって構成されています。当社グループは、本調達ポリシーを通じて、皆様とともに、持続可能な社会の実現に貢献していきます。

2. 東海カーボンの調達基本方針

1) パートナーシップ

当社グループは、サプライヤーの皆様を持続可能な社会の実現に貢献していくための重要なパートナーと認識し、お互いの発展を目指し、対等・公正な立場で接し、誠実な取引を行います。

2) QCDと公正・公平な評価・選定

当社グループは、調達品の Quality(品質)・Cost(価格)・Delivery(納期・安定性)を考慮し、サプライヤーの取り組み状況を公正・公平な観点から評価し、最適な製品・サービスを安定的に調達します。

3) コンプライアンス

当社グループは、事業を展開する国・地域で適用される全ての法令・規制を遵守するだけでなく、社会の倫理や良識に従った、誠実な調達活動に努めます。

4) 人権尊重

当社グループは、世界人権宣言(UDHR)やビジネスと人権に関する指導原則、国際労働機関(ILO)の様々な条約等、国際的な人権規約等を踏まえて、基本的人権を尊重した調達活動を行い、国際的な人権規約等と各国・地域の法令とが相反する場合には、後者を遵守しつつ、前者を最大限尊重する方法を追求します。

5) 地球環境・国際社会・地域社会との共生

当社グループは、持続可能な社会の実現に貢献するため、製品の原材料・部品や資材、サービス等を調達する際には、資源保護や環境負荷に配慮します。

また、各国・地域の文化、習慣を尊重し、国際社会・地域社会との適切なコミュニケーションを通じて信頼関係を築き、共生を図ります。

3. サプライヤーの皆様と共有いただきたいガイドライン

当社グループは、サプライチェーン全体で社会課題の解決に取り組むことは、持続可能な社会の実現のために重要なものと考えています。

そのため、サプライヤーの皆様には、以下の項目について十分に御理解いただき、当社グループと共に遵守に努めていただくよう、お願いをしております。また、サプライヤーの皆様が調達を行っているサプライチェーンの上流に位置する企業に対しても、本ガイドラインの周知・遵守を働きかけていただきますよう、お願いいたします。

1) 誠実で公正な事業活動

- ① 私的独占、カルテル・談合等の不当な取引制限、または優越的地位の濫用といった不公正な取引方法に該当する行為は行わず、各国・地域の競争法、各種規制を遵守すること。
- ② 直接的または間接的に、金銭の授受、過剰な接待、それらの要求、その他のいかなる形の汚職、贈収賄、マネーロンダリング、恐喝、横領、着服等に関わらないこと。
- ③ 事業を展開する各国・地域の法令等で規制される技術・物品等の輸出入に関し、適切な手続・管理を行うこと。
- ④ 安全・品質に関する各国・地域の法令を遵守し、ISO9001の認証をはじめとした、安全・品質を確保する全社的な仕組みを構築・運用するとともに、安全で高品質な製品を適正な価格で安定的に供給すること。

- ⑤ 上記のほか、事業を展開する国・地域で適用される全ての法令・規制を遵守すること。
- ⑥ 原材料等の上流サプライチェーンに対し、各国・地域の法令・規制を遵守するよう働きかけると同時に、製品・サービス等に関する情報を、原材料等の上流サプライチェーンまで遡って収集し、適切に管理するよう努めること。当社や当社のお客様等から情報開示依頼があった場合は最善の努力を尽くすこと。

2) 人権尊重と安全な職場環境

▶人権尊重

- ① 全ての人々の人権を尊重し、差別や虐待、各種ハラスメントをはじめとする非人道的な取り扱いを禁止すること。また、全ての国・地域での企業活動において、児童労働、強制労働、奴隷労働、人身売買といった人権侵害を認めないこと。
- ② 労働条件や労働時間、賃金に関する各国・地域での労働関連法令を遵守し、賃金に関しては法定最低賃金を満たした上で、基本的な生活水準を確保できる生活賃金の提供に努めること。
- ③ 従業員が自由に結社する権利または結社しない権利、団体交渉権を、各国・地域の法令に基づいて認めること。
- ④ 上記のほか、事業を展開する国・地域で適用される人権に関する全ての法令・規制を遵守すること。
- ⑤ 紛争地域等で採掘、製造された鉱物や原材料等(例:紛争鉱物(すず、タンゲステン、タンタル、金)・コバルト・天然ゴム等)については、人権侵害、環境破壊等に関係ないものを調達することとし、懸念のある場合には、使用回避に向けた施策を行うこと。

▶安全な職場環境

- ① 従業員の職場における安全・健康の確保を最優先とし、労働安全衛生に関する各国・地域の法令を遵守し、事故・災害の未然防止に配慮された環境を整備すること。

3) 地球環境保全に向けた取り組み、地域社会との共生

- ① 事業を展開する国・地域で適用される環境に関する全ての法令・規制を遵守し、環境活動を推進するための全般的な管理の仕組みを整えること。
- ② 企業活動が生態系に与える影響を把握し、生物多様性に配慮すること。
- ③ 省資源、省エネルギー、廃棄物の最小化、地球温暖化物質・有害物質等の排出削減、効率的な水利用と排水の適切な管理に努めること。
- ④ 地域社会の文化や習慣等を尊重し、適切なコミュニケーションを通じて共生を図りコミュニティの健全な発展に寄与すること。

4) 企業情報の適切な開示

- ① ステークホルダーの皆様へ、必要な情報提供を適時・適切に行い、健全な関係の維持に努めること。

5) 会社の資産・情報の保護

- ① 各国・地域の情報管理に関する法令と社内ルールを遵守し、社内外の秘密情報や個人情報適切に保護・管理し、適正な利用目的のみに使用すること。